

令和5年 第1回真狩村議会定例会会議録(3日目)

○開議及び閉会

開議 令和5年3月16日 午後2時45分
閉会 令和5年3月16日 午後2時57分

○出席議員(8名)

1番	大町 徹	2番	安藤 義明
3番	久保田 伸一	4番	佐々木 義光
5番	陰能 裕一	6番	福田 恵子
7番	佐伯 秀範	8番	向井 忠幸

○欠席議員(0名)

○出席説明員

村長	岩原 清一	副村長	長船 敏行
教育長	齊藤 信之	総務課長	山田 浩二
企画情報課長	西田 恵治	住民課長	松枝 主範
税務課長	高橋 和義	産業課長	八丁 幸一
建設課長	加藤 克博	会計管理者	山田 かすみ
保育所長	酒井 秀利	教育次長	釜野 克己
農業委員会事務局長		代表監査委員	印南 正治
	北野 一志		

○出席議会事務局職員

事務局長 馬 渕 拓 哉 書記 森 妙 子

○議事日程

- 1 議案第16号 特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正について
議案第17号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正について
議案第18号 真狩村ふれあい広場設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第19号 真狩村温泉保養センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第20号 令和5年度 真狩村一般会計予算
議案第21号 令和5年度 真狩村国民健康保険事業特別会計予算
議案第22号 令和5年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計予算
議案第23号 令和5年度 真狩村後期高齢者医療特別会計予算

議案第 24 号 令和 5 年度 真狩村簡易水道事業特別会計予算
議案第 25 号 令和 5 年度 真狩村簡易水道事業特別会計予算
予算特別委員長報告

2 発委第 1 号 真狩村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
14：45 開議	議 長 (向井忠幸)	<p>ただいまの出席議員数は、8人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
	〃	<p>諸般の報告を行います。</p> <p>本定例会に出席を求めた者及び、説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にしてお手元に配布しております。</p>
日程 1	〃	<p>日程 1</p> <p>議案第 16 号 特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正について</p> <p>議案第 17 号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正について</p> <p>議案第 18 号 真狩村ふれあい広場設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 19 号 真狩村温泉保養センター設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 20 号 令和 5 年度真狩村一般会計予算</p> <p>議案第 21 号 令和 5 年度真狩村国民健康保険事業特別会計予算</p> <p>議案第 22 号 令和 5 年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計予算</p> <p>議案第 23 号 令和 5 年度真狩村後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>議案第 24 号 令和 5 年度真狩村簡易水道事業特別会計予算</p> <p>議案第 25 号 令和 5 年度真狩村公共下水道事業特別会計予算</p> <p>を一括議題とします。</p> <p>議案第 16 号から議案第 25 号までについては、予算特別委員会に付託して審査しておりましたので、特別委員長の福田恵子君より報告を求めます。</p> <p>福田恵子君</p>
	特別委員長 (福田恵子)	<p>予算特別委員会の審査報告をさせていただきます。</p> <p>令和 5 年第 1 回真狩村議会定例会において予算特別委員会に付託された『議案第 16 号 特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正について』から『議案第 25 号 令和 5 年度真狩村公共下水道事業特別会計予算』までの議案について、3 月 13 日、14 日、15 日、16 日の 4 日間、予算特別委員会を開催し、各議案ごとに審査を行いました。</p> <p>その審査結果について報告いたします。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>予算特別委員会に付託されました事件、『議案第 16 号 特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正について』から『議案第 25 号 令和 5 年度真狩村公共下水道事業特別会計予算』までの 10 件は、慎重な審査の結果、委員会審査報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたことを会議規則第 77 条の規定により報告いたします。</p>
	議 長 (向井忠幸)	<p>ただいま委員長報告が終わりましたが、本案については質疑及び討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。 したがって、本案については質疑及び討論を省略し採決することに決定しました。</p>
	〃	<p>これから、議案第 16 号 特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正についてから議案第 25 号 令和 5 年度真狩村公共下水道事業特別会計予算まで、10 件を一括して採決します。 議案第 16 号から議案第 25 号までに対する委員長の報告は「可決」です。 議案第 16 号から議案第 25 号までについては、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。 議案第 16 号 特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正についてから議案第 25 号 令和 5 年度真狩村公共下水道事業特別会計予算までについては、委員長の報告のとおり可決されました。</p>
日程 2	〃	<p>日程 2 発委第 1 号 真狩村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。 提出者 真狩村議会運営委員会委員長 陰能裕一君より提案理由の説明を求めます。 陰能裕一君</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 会 運 営 委 員 長 (陰能裕一)	<p>発委第1号 令和5年3月10日 真狩村議会議長 向井忠幸 様 提出者 真狩村議会運営委員会 委員長 陰能 裕一 真狩村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について 本条例を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。</p> <p>制定の理由につきましては、これまで議会における個人情報保護の取扱いは、村の機関として「真狩村個人情報保護条例」の適用を受けておりましたが、新たな個人情報保護法（以下「法」といいます。）こちらが令和5年4月1日から施行されることに伴い、村が法の直接適用となり、議会は法の適用範囲外となるため、全国議長会による全国的なルールの下で、これまでどおり議会における個人情報の適正な取扱いが図られるよう、独自で『真狩村議会の個人情報の保護に関する条例』を制定するものであります。</p> <p>条例の構成及び概要について説明いたします。次ページ以降が制定条例の本文になっております。</p> <p>本条例は6章に区分され、57条立ての構成となっております。</p> <p>第1章は総則です。第1条から第3条までとなります。</p> <p>個人情報の適切な取扱いや条例を制定する目的、氏名や住所などの個人情報の定義及び議会の責務について規定するものであります。</p> <p>第2章は個人情報等の取扱いについてであります。第4条から第16条までとなります。</p> <p>個人情報の保有の制限や利用目的の明示など、議会における個人情報の取扱いについて規定するものです。</p> <p>第3章は個人情報ファイルについてであります。第17条になります。</p> <p>議会が保有する特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成した個人情報ファイルの内容を記載した帳簿を「個人情報ファイル簿」として作成・公表することを規定するものです。</p> <p>第4章は開示、訂正及び利用停止等についてです。第18条から第46条までとなります。</p> <p>個人情報の開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権及び審査請求などについて規定するものであります。</p> <p>第5章は雑則であります。47条から第52条までとなります。</p> <p>保有個人情報の適用除外及び苦情処理などの雑則について規定するも</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
14 : 57 閉会	議 長 (向井忠幸)	<p>のであります。</p> <p>第6章は罰則についてです。第53条から第57条までとなります。</p> <p>職員などが正当な理由が無く、他者に個人情報を提供した場合の罰則について規定するものであります。</p> <p>附則として、本条例は令和5年4月1日から施行するものです。</p> <p>以上、御説明をさせていただきました。十分に御審議いただき、全会一致をもって御賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたが、本案については質疑及び討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案については質疑及び討論を省略し採決することに決定しました。</p>
	〃	<p>これから発委第1号 真狩村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>発委第1号 真狩村議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。</p>
	〃	<p>以上で、本日の日程は全部終了しました。</p> <p>会議を閉じます。</p> <p>これで、令和5年第1回真狩村議会定例会を閉会します。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長 向 井 忠 幸 (原本自署)</p> <hr style="width: 40%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">議 員 佐 伯 秀 範 (原本自署)</p> <hr style="width: 40%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">議 員 久保田 伸 一 (原本自署)</p> <hr style="width: 40%; margin: auto;"/>